

秘密保持契約書

業務委託の検討段階

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託することを検討している業務（以下「本件業務」という。）について、その検討及び条件交渉（以下「本目的」という。）のために相互に開示する情報の取扱いに関し、次の頭書及び条項のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

頭書（検討の概要）

本件業務	
甲の開示情報	
乙の開示情報	
情報取扱責任者	

第1条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、本目的のために甲又は乙（以下、情報を開示する当事者を「開示者」、開示を受ける当事者を「受領者」という。）が相手方に開示した技術上又は営業上の情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 別紙「開示情報一覧」に記載された情報
- 書面又は電磁的記録により開示される情報であって、秘密である旨が表示されたもの
- 口頭その他の無形の方法により開示される情報であって、開示の際に秘密である旨が告げられ、開示後〇〇日以内に別紙に追記されたもの

2 甲及び乙は、情報取扱責任者を通じて秘密情報を授受し、授受のつど別紙に記録して、別紙を常に最新の状態に保つ。

3 前各項の規定にかかわらず、開示を受けた時に既に公知であった情報、開示を受けた後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、開示を受けた時に既に受領者が正当に保有していた情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報、及び開示を受けた情報によらずに受領者が独自に開発した情報は、受領者がその事実を書面により証明できる限り、秘密情報に含まれない。

第2条（秘密保持義務）

受領者は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、開示者の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受領者は、本目的のために秘密情報を知る必要がある受領者の役員及び従業員、並びに法令上又は契約上の守秘義務を負う弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対し、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、これらの者に本契約と同等の義務を遵守させ、その行為について責任を負う。

3 受領者は、法令又は裁判所若しくは行政機関の命令により秘密情報の開示を求められたときは、必要な範囲で開示することができる。この場合、受領者は、法令上許される範囲で、事前に（事前の通知が困難なときは開示後速やかに）その旨を開示者に通知する。

第3条（目的外使用の禁止及び複製）

受領者は、秘密情報を本目的以外の目的（本件業務以外の業務の受託又は提案を含む。）に使用してはならない。

2 受領者は、本目的のために必要な範囲に限り秘密情報を複製することができる。複製したときは、その時期及び複製物の名称を記録し、開示者の求めに応じてその記録を開示する。

第4条（個人情報の取扱い）

甲は、本目的の検討に当たり、原則として個人データ（個人情報の保護に関する法律に定める個人データをいう。）を乙に提供しない。やむを得ず提供するときは、甲乙は、あらかじめその範囲、安全管理措置及び消去の方法を書面で定め、同法その他の関係法令に従って取り扱う。

第5条（漏えい等の通知）

受領者は、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損が生じ、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに開示者に通知し、開示者と協議のうえ、被害の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

第6条（返還、消去及び報告）

受領者は、本件業務の委託を行わないことが決まったとき、本契約が終了したとき、又は開示者から書面による請求があったときは、秘密情報を含む書類、記録媒体その他の物（複製物を含む。）を速やかに返還し、又は破棄し、秘密情報を含む電磁的記録を消去する。

2 受領者は、前項の措置を完了したときは、その旨（受領者の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を書面で開示者に報告する。

第7条（業務委託契約との関係）

本契約は、甲又は乙に対し、本件業務に関する業務委託契約（以下「委託契約」という。）の締結を義務づけるものではない。

2 甲及び乙が委託契約を締結したときは、委託契約に別段の定めがない限り、委託契約の締結前に開示された秘密情報にも引き続き本契約を適用する。

第8条（損害賠償及び差止め）

甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、これによって相手方に生じた損害を賠償する。

2 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、相手方に対し、その違反行為の差止め又は予防に必要な措置を請求することができる。

第9条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結の日から〇年間とする。

2 本契約が終了した後も、第2条から第6条までの規定は〇年間、第7条第2項、第8条及び第10条の規定は期間の定めなく、なお効力を有する。

第10条（準拠法、管轄及び協議）

本契約は日本法に準拠する。本契約に関して甲乙間に生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)

乙 住所 _____
名称 _____
代表者 _____ (印)

別紙 開示情報一覧（第1条関係）

No.	提供日	開示者	情報の件名・概要（ファイル名等）	提供方法	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					